



宮崎県公報

平成19年10月1日(月曜日)号外 第106号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

企業局企業管理規程

○企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業

管理規程..... 1

病院局企業管理規程

○病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程..... 1

病院局公営企業告示

○指定代理納付者の指定..... 1

企業局企業管理規程

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成十九年十月一日

宮崎県企業局長 日高幸平

宮崎県企業局企業管理規程第九号

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程
企業局企業職員就業規程(昭和二十六年宮崎県企業局企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

附則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

病院局企業管理規程

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成十九年十月一日

宮崎県病院局長 植木英範

宮崎県病院局企業管理規程第十一号

病院局財務規程の一部を改正する規程
病院局財務規程(平成十八年宮崎県病院局企業管理規程第十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 自治法第二百三十一条の二第六項に規定する承認

第二十九条の次に次の一条を加える。

(指定代理納付者による納付)

第二十九条の二 管理者は、自治法第二百三十一条の二第六項の規定による指定代理納付者(以下「指定代理納付者」という。)の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

第三十条の見出し中「領収証」を「領収証等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 指定代理納付者による納付の承認を行ったときは、管理者が別に定める承認したことを証する書面を納入義務者に交付しなければならない。

3 前項の規定による書面は、指定代理納付者による納付が履行された時点において、領収証とみなす。

第百七十二条に次の一項を加える。

2 有形固定資産で、資本的支出に充てるために交付された補助金等をもって取得したものについては、施行規則第八条第四項の規定に基づき、各事業年度の減価償却額を算出するものとする。

第二百十一条第一項中

「 直径二センチメートル を

「  直径二センチメートル に改める。」

附則

この規程は、平成十九年十月一日から施行する。

病院局公営企業告示

病院局公営企業告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成19年10月1日

宮崎県病院局長 植木英範

1 指定代理納付者の指定を受けた者
三菱UFJニコス株式会社 東京都文京区本郷三丁目33番5号
宮銀カード株式会社 宮崎市高千穂通二丁目5番32号

2 指定代理納付者による代理納付を認めた債権
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院における宮崎県立病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第44号)第6条に規定する料金等

3 指定代理納付者による代理納付が行える期間
平成19年10月1日から平成21年3月31日まで